

令和元年第5回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

平成30年度荒尾市会計別決算総括表

(単位:円)

会計別	歳入						歳出					歳入歳出差引額 (L)=(C-H) 373,744,791 翌年度へ繰り越すべき財源 269,998,797 実質収支額 103,745,994 基金繰入額 0
	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額 (D)	収入未済額 (E)=(B-C-D)	予算現額と 収入済額の比較 (F)=(C-A)	予算現額 (G)	支出済額 (H)	翌年度 繰越額 (I)	不用額 (J)=(G-H-I)	予算現額と 支出済額の比較 (K)=(G-H)	
一般会計	23,534,031,660	21,853,126,652	21,357,908,765	15,966,787	479,251,100	△ 2,176,122,895	23,534,031,660	20,984,163,974	1,599,069,430	950,798,256	2,549,867,686	歳入歳出差引額 373,744,791 翌年度へ繰り越すべき財源 269,998,797 実質収支額 103,745,994 基金繰入額 0
国民健康保険 特別会計	7,821,317,000	7,850,757,452	7,546,278,833	24,311,650	280,166,969	△ 275,038,167	7,821,317,000	7,432,259,541	0	389,057,459	389,057,459	歳入歳出差引額 114,019,292
介護保険 特別会計	5,953,293,000	5,703,291,026	5,678,903,886	7,553,200	16,833,940	△ 274,389,114	5,953,293,000	5,334,785,985	0	618,507,015	618,507,015	歳入歳出差引額 344,117,901 基金繰入額 159,772,000
	22,261,000	16,980,949	16,980,949	0	0	△ 5,280,051	22,261,000	16,954,624	0	5,306,376	5,306,376	歳入歳出差引額 26,325 基金繰入額 21,000
後期高齢者医療 特別会計	755,081,000	751,312,593	749,764,993	0	1,547,600	△ 5,316,007	755,081,000	739,392,893	0	15,688,107	15,688,107	歳入歳出差引額 10,372,100
南新地土地 区画整理事業 特別会計	1,193,252,990	1,008,482,675	814,440,168	0	194,042,507	△ 378,812,822	1,193,252,990	795,713,618	380,869,057	16,670,315	397,539,372	歳入歳出差引額 18,726,550 翌年度へ繰り越すべき財源 18,726,550 実質収支額 0

議第56号資料

平成30年度荒尾市水道事業会計決算資料

1 収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	年度	平成30年度		平成29年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業収益		746,848	71.5	746,245	72.3	603	0.1
①給水収益		744,474	71.3	744,204	72.1	270	0.0
②その他の営業収益		2,374	0.2	2,041	0.2	333	16.3
2 営業外収益		297,668	28.5	285,746	27.7	11,922	4.2
①受取利息		26	0.0	56	0.0	△ 30	△ 53.6
②他会計補助金		49,534	4.7	51,113	5.0	△ 1,579	△ 3.1
③長期前受金戻入		207,710	19.9	203,565	19.7	4,145	2.0
④雑収益		32,898	3.2	31,012	3.0	1,886	6.1
⑤補助金		7,500	0.7	0	0.0	7,500	皆増
3 特別利益		0	0.0	21	0.0	△ 21	皆減
①過年度損益修正益		0	0.0	21	0.0	△ 21	皆減
計		1,044,516	100.0	1,032,012	100.0	12,504	1.2

支出

(単位:千円)

科目	年度	平成30年度		平成29年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業費用		863,438	92.1	841,456	91.6	21,982	2.6
①職員給与費		49,478	5.3	43,977	4.8	5,501	12.5
給料		24,785	2.7	23,957	2.6	828	3.5
手当等		17,183	1.8	12,823	1.4	4,360	34.0
法定福利費		7,510	0.8	7,197	0.8	313	4.3
②経費		427,140	45.6	419,972	45.6	7,168	1.7
委託料(包括:修繕費)		51,411	5.5	45,780	5.0	5,631	12.3
委託料(包括:動力費)		52,214	5.6	48,940	5.3	3,274	6.7
委託料(包括:その他)		172,130	18.3	171,232	18.6	898	0.5
委託料(包括以外)		96,265	10.3	92,179	10.0	4,086	4.4
その他		55,120	5.9	61,841	6.7	△ 6,721	△ 10.9
③減価償却費		379,087	40.4	370,126	40.4	8,961	2.4
④資産減耗費		7,733	0.8	7,381	0.8	352	4.8
2 営業外費用		73,811	7.9	76,916	8.4	△ 3,105	△ 4.0
①支払利息		73,181	7.8	76,841	8.4	△ 3,660	△ 4.8
②雑支出		630	0.1	75	0.0	555	740.0
計		937,249	100.0	918,372	100.0	18,877	2.1

(単位:千円)

収入総額	1,044,516	利益剰余金処分額(案)	
支出総額	937,249	当年度未処分利益剰余金	199,221
収支差引	107,267	資本金への組入れ	△ 51,199
前年度繰越利益剰余金	40,755	減債積立金の積立て	△ 40,000
その他未処分利益剰余金変動額	51,199	建設改良積立金の積立て	△ 40,000
当年度未処分利益剰余金	199,221	翌年度繰越利益剰余金	△ 131,199
			68,022

2 資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	年度	平成30年度		平成29年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 企業債		172,300	50.1	185,000	45.7	△ 12,700	△ 6.9
2 工事負担金		11,536	3.4	9,005	2.2	2,531	28.1
3 他会計負担金		4,021	1.2	3,847	1.0	174	4.5
4 補助金		155,867	45.3	206,893	51.1	△ 51,026	△ 24.7
計		343,724	100.0	404,745	100.0	△ 61,021	△ 15.1

支出

(単位:千円)

科目	年度	平成30年度		平成29年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 建設改良費		347,772	59.3	487,457	68.0	△ 139,685	△ 28.7
①配水設備拡張費		128,239	21.9	304,947	42.6	△ 176,708	△ 57.9
委託料(包括:工事費)		91,046	15.5	252,293	35.2	△ 161,247	△ 63.9
委託料(包括:その他)		35,219	6.0	50,630	7.1	△ 15,411	△ 30.4
その他		1,974	0.4	2,024	0.3	△ 50	△ 2.5
②配水設備改良費		174,355	29.7	170,838	23.8	3,517	2.1
委託料(包括:工事費)		153,678	26.2	125,197	17.5	28,481	22.7
委託料(包括:その他)		19,008	3.2	19,008	2.6	0	0.0
その他		1,669	0.3	26,633	3.7	△ 24,964	△ 93.7
③営業設備費		45,178	7.7	11,672	1.6	33,506	287.1
委託料(包括:工事費)		14,321	2.4	9,898	1.4	4,423	44.7
その他		30,857	5.3	1,774	0.2	29,083	1,639.4
2 企業債償還金		239,101	40.7	228,986	32.0	10,115	4.4
計		586,873	100.0	716,443	100.0	△ 129,570	△ 18.1

収入総額 343,724千円 支出総額586,873千円 収支差引 △243,149千円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額243,149千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,063千円、当年度分損益勘定留保資金178,887千円及び建設改良積立金51,199千円で補填した。

3 事業概要

(1) 主な建設改良工事

工事内容	工事費(千円)	着工年月日	竣工年月日	備考
南新地土地区画整備事業に伴う配水管布設その1工事	14,569	平成30年5月9日	平成30年9月21日	
金山地区配水管布設その3外1件工事	16,478	平成30年5月9日	平成30年9月21日	
高浜地区配水管布設工事	14,590	平成30年5月11日	平成30年9月21日	
金山地区配水管布設その2工事	15,328	平成30年5月11日	平成30年9月21日	
大正町地区共同給水装置付替工事	14,508	平成30年5月23日	平成30年11月16日	
西原町地区共同給水装置付替工事	12,107	平成30年5月23日	平成30年11月16日	
原万田地区共同給水装置付替工事	12,887	平成30年5月23日	平成30年11月16日	
向一部蘭牟田線道路補修工事に伴う配水管布設工事	17,740	平成30年6月18日	平成30年9月19日	
金山集落道路改良工事に伴う配水管布設外2件工事	13,379	平成30年10月16日	平成31年2月18日	
川登地区配水管布設その2工事	15,780	平成31年1月22日	平成31年3月25日	
機械電気設備更新工事	14,472	平成30年4月1日	平成31年3月31日	

(2) 業務量等

事項・単位	年度	平成30年度	平成29年度	対前年度比	
				増減	伸率(%)
行政区域内人口	人	52,525	53,098	△ 573	△ 1.1
年度末給水人口	人	50,298	50,801	△ 503	△ 1.0
普及率	%	95.8	95.7	0.1	
年間総配水量	m ³	5,667,618	5,742,488	△ 74,870	△ 1.3
年間有収水量	m ³	5,022,772	5,051,674	△ 28,902	△ 0.6
1日平均配水量	m ³	15,528	15,733	△ 205	△ 1.3
1日最大配水量	m ³	17,015	17,215	△ 200	△ 1.2
有収水量率	%	88.6	88.0	0.6	
供給単価	円/m ³	148.22	147.32	0.90	0.6
給水原価	円/m ³	145.25	141.50	3.75	2.7
料金回収率	%	102.0	104.1	△ 2.1	

議第57号資料

平成30年度荒尾市下水道事業会計決算資料

1 収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	年度	平成30年度		平成29年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業収益		822,696	61.0	830,461	61.7	△ 7,765	△ 0.9
①下水道使用料		746,325	55.3	748,091	55.6	△ 1,766	△ 0.2
②他会計負担金		76,328	5.7	82,321	6.1	△ 5,993	△ 7.3
③その他営業収益		43	0.0	49	0.0	△ 6	△ 12.2
2 営業外収益		527,299	39.0	515,661	38.3	11,638	2.3
①受取利息及び配当金		3	0.0	3	0.0	0	0.0
②他会計補助金		229,306	17.0	228,816	17.0	490	0.2
③長期前受金戻入		294,269	21.8	286,770	21.3	7,499	2.6
④雑収益		3,721	0.2	72	0.0	3,649	5,068.1
3 特別利益		790	0.0	0	0.0	790	皆増
計		1,350,785	100.0	1,346,122	100.0	4,663	0.3

支出

(単位:千円)

科目	年度	平成30年度		平成29年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業費用		1,080,672	89.8	1,027,710	88.3	52,962	5.2
①職員給与費		70,957	5.9	57,659	4.9	13,298	23.1
給料		34,217	2.8	28,639	2.5	5,578	19.5
手当等		25,963	2.2	20,311	1.7	5,652	27.8
法定福利費		10,777	0.9	8,709	0.7	2,068	23.7
②経費		386,679	32.1	362,528	31.2	24,151	6.7
光熱水費		16,490	1.4	16,236	1.4	254	1.6
修繕費		44,761	3.7	45,207	3.9	△ 446	△ 1.0
委託料		309,978	25.7	291,300	25.0	18,678	6.4
その他		15,450	1.3	9,785	0.9	5,665	57.9
③減価償却費		610,281	50.7	601,715	51.7	8,566	1.4
④資産減耗費		12,755	1.1	5,808	0.5	6,947	119.6
2 営業外費用		123,273	10.2	136,740	11.7	△ 13,467	△ 9.8
①支払利息		120,692	10.0	133,969	11.5	△ 13,277	△ 9.9
②雑支出		2,581	0.2	2,771	0.2	△ 190	△ 6.9
3 特別損失		0	0.0	9	0.0	△ 9	皆減
計		1,203,945	100.0	1,164,459	100.0	39,486	3.4

(単位:千円)

収入総額	1,350,785
支出総額	1,203,945
収支差引	146,840
前年度繰越利益剰余金	0
その他未処分利益剰余金変動額	155,767
当年度未処分利益剰余金	302,607

利益剰余金処分額(案)	
当年度未処分利益剰余金	302,607
資本金への組入れ	△ 155,767
減債積立金の積立て	△ 100,000
建設改良積立金の積立て	△ 46,840
翌年度繰越利益剰余金	0

2 資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	年度	平成30年度		平成29年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 企業債		271,000	55.4	319,900	55.1	△ 48,900	△ 15.3
2 補助金		198,674	40.6	243,296	42.0	△ 44,622	△ 18.3
3 工事負担金		10,212	2.1	0	0.0	10,212	皆増
4 固定資産売却代金		0	0.0	0	0.0	0	—
5 受益者負担金		9,481	1.9	16,688	2.9	△ 7,207	△ 43.2
計		489,367	100.0	579,884	100.0	△ 90,517	△ 15.6

支出

(単位:千円)

科目	年度	平成30年度		平成29年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 建設改良費		413,011	41.8	514,618	47.2	△ 101,607	△ 19.7
2 借入償還金		575,726	58.2	574,938	52.8	788	0.1
3 国庫補助金返還金		0	0.0	0	0.0	0	—
計		988,737	100.0	1,089,556	100.0	△ 100,819	△ 9.3

収入総額489,367千円

支出総額988,737千円

収支差△499,370千円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額499,370千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,836千円、当年度分損益勘定留保資金328,767千円、減債積立金100,000千円及び建設改良積立金55,767千円で補填した。

3 事業概要

(1) 主な建設改良工事

工事名	工事費(千円)	着工年月日	竣工年月日	備考
宮内地区污水管渠布設工事	33,024	平成30年6月8日	平成31年1月31日	
倉掛912-4污水幹線管渠布設工事	37,291	平成30年6月8日	平成30年12月14日	
荒尾市公共下水道根幹的施設の建設工事委託 (荒尾市大島浄化センター散気装置更新)	86,000	平成30年6月26日	平成31年3月15日	
荒尾市公共下水道根幹的施設の建設工事委託その2 (西原雨水ポンプ場電気設備更新)	50,200	平成30年8月22日		繰越し
有明9576污水枝線管渠布設工事	28,557	平成30年10月10日	平成31年2月28日	
有明9554-4污水枝線管渠布設工事	24,097	平成30年10月10日	平成31年3月15日	
倉掛912-3-2污水枝線マンホールポンプ設備工事	10,044	平成30年10月23日	平成31年1月31日	
有明9533-2污水枝線管渠布設工事	37,800	平成30年11月15日	平成31年2月28日	

(2) 業務量等

事項・単位	年度	平成30年度	平成29年度	対前年度比	
				増減	伸率(%)
処理区域内人口	人	37,853	38,302	△ 449	△ 1.2
水洗化人口	人	33,702	34,115	△ 413	△ 1.2
普及率	%	72.1	72.1	0.0	
水洗化率	%	89.0	89.1	△ 0.1	
年間総処理水量	m ³	4,704,232	4,738,043	△ 33,811	△ 0.7
年間有収水量	m ³	4,118,665	4,132,836	△ 14,171	△ 0.3
使用料単価	円/m ³	181.21	181.01	0.20	0.1

平成30年度荒尾市病院事業会計決算資料

1 収益的収入及び支出

(単位：千円、%)

年度 科目	平成30年度		平成29年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸率
1 医業収益	5,967,591	95.1	5,871,438	94.3	96,153	1.6
(1) 入院収益	4,051,610	64.6	3,967,555	63.7	84,055	2.1
(2) 外来収益	1,535,198	24.4	1,537,792	24.7	△ 2,594	△ 0.2
(3) その他医業収益	380,783	6.1	366,091	5.9	14,692	4.0
うち他会計負担金	230,274	3.7	218,140	3.5	12,134	5.6
2 医業外収益	306,458	4.9	331,632	5.3	△ 25,174	△ 7.6
(1) 受取利息及び配当金	73	0.0	76	0.0	△ 3	△ 3.9
(2) 他会計補助金	135,516	2.2	124,482	2.0	11,034	8.9
(3) 国県補助金	17,598	0.3	13,871	0.2	3,727	26.9
(4) 他会計負担金	96,704	1.5	90,790	1.5	5,914	6.5
(5) その他医業外収益	56,567	0.9	102,413	1.6	△ 45,846	△ 44.8
3 特別利益	1,934	0.0	21,667	0.4	△ 19,733	△ 91.1
総収入	6,275,983	100.0	6,224,737	100.0	51,246	0.8
1 医業費用	5,921,430	96.5	5,729,089	96.5	192,341	3.4
(1) 給与費	3,595,842	58.6	3,523,726	59.4	72,116	2.0
給料	1,322,066	21.6	1,270,763	21.4	51,303	4.0
手当	1,208,727	19.7	1,144,028	19.3	64,699	5.7
賃金・報酬	429,822	7.0	408,356	6.9	21,466	5.3
その他	635,227	10.3	700,579	11.8	△ 65,352	△ 9.3
(2) 材料費	1,240,045	20.2	1,195,698	20.1	44,347	3.7
薬品費	744,156	12.1	728,936	12.3	15,220	2.1
診療材料費	485,076	7.9	457,805	7.7	27,271	6.0
医療消耗備品費	10,813	0.2	8,957	0.1	1,856	20.7
(3) 経費	794,318	13.0	736,570	12.4	57,748	7.8
光熱水費	79,966	1.3	75,133	1.2	4,833	6.4
燃料費	35,441	0.6	29,516	0.5	5,925	20.1
修繕費	30,942	0.5	40,386	0.7	△ 9,444	△ 23.4
賃借料	69,018	1.1	70,595	1.2	△ 1,577	△ 2.2
委託料	514,081	8.4	459,144	7.8	54,937	12.0
その他	64,870	1.1	61,796	1.0	3,074	5.0
(4) 減価償却費	263,833	4.3	236,284	4.0	27,549	11.7
(5) 資産減耗費	6,073	0.1	16,801	0.3	△ 10,728	△ 63.9
(6) 研究研修費	21,319	0.3	20,010	0.3	1,309	6.5
2 医業外費用	208,124	3.4	198,659	3.4	9,465	4.8
(1) 企業債利息	5,656	0.1	6,921	0.1	△ 1,265	△ 18.3
(2) 一時・長期借入金利息	185	0.0	221	0.0	△ 36	△ 16.3
(3) 繰延勘定償却	0	0.0	0	0.0	0	-
(4) 消費税(雑損失)	165,883	2.7	179,917	3.0	△ 14,034	△ 7.8
(5) 職員確保経費	6,400	0.1	1,600	0.1	4,800	300.0
(6) 貸倒引当金医業外繰入額	30,000	0.5	10,000	0.2	20,000	200.0
3 特別損失	3,519	0.1	6,617	0.1	△ 3,098	△ 46.8
総支出	6,133,073	100.0	5,934,365	100.0	198,708	3.3
差引	142,910		290,372		△ 147,462	

当年度純利益	142,910		290,372		△ 147,462	
累積欠損金	830,637		973,547		△ 142,910	
累積欠損金比率(%)	13.9		16.6		△ 2.7	
不良債務額	-		-		-	
不良債務比率(%)	-		-		-	

2 資本的收入及び支出

(単位：千円、%)

科目	平成30年度		平成29年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸率
資本的收入	530,380	100.0	409,000	100.0	121,380	29.7
1 企業債	503,700	95.0	409,000	100.0	94,700	23.2
2 固定資産売却代金	0	0.0	0	0.0	0	-
3 補助金	0	0.0	0	0.0	0	-
4 他会計負担金	0	0.0	0	0.0	0	-
5 他会計出資金	25,480	4.8	0	0.0	25,480	皆増
6 奨学資金貸付金返還金	1,200	0.2	0	0.0	1,200	皆増
資本的支出	846,145	100.0	669,700	100.0	176,445	26.3
1 建設改良費	522,491	61.8	410,009	61.2	112,482	27.4
2 企業債償還金	281,954	33.3	227,491	34.0	54,463	23.9
3 医学生奨学資金貸付金	29,400	3.5	23,200	3.5	6,200	26.7
4 看護学生奨学資金貸付金	12,300	1.4	9,000	1.3	3,300	36.7
5 電話加入権	0	0.0	0	0.0	0	-
6 投資	0	0.0	0	0.0	0	-
差引	△ 315,765		△ 260,700		△ 55,065	

資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額315,765千円は、当年度純利益142,910千円及び当年度分損益勘定留保資金172,855千円で補填した。

3 診療科別患者数調

(単位：人、%)

診療科		平成30年度		平成29年度		対前年度比較	
		患者数	構成比	患者数	構成比	増減数	伸率
内科	外来	1,644	1.9	1,588	1.8	56	3.5
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
血液内科	外来	3,589	4.2	3,964	4.6	△ 375	△ 9.5
	入院	3,818	4.5	5,784	6.9	△ 1,966	△ 34.0
腎臓内科	外来	2,519	2.9	2,359	2.7	160	6.8
	入院	4,640	5.5	3,971	4.7	669	16.8
脳神経内科	外来	3,958	4.6	3,738	4.3	220	5.9
	入院	13,823	16.4	15,605	18.6	△ 1,782	△ 11.4
呼吸器内科	外来	2,446	2.9	2,495	2.9	△ 49	△ 2.0
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
消化器内科	外来	2,272	2.7	603	0.7	1,669	276.8
	入院	1,611	1.9	569	0.7	1,042	183.1
循環器内科	外来	10,187	12.0	11,623	13.4	△ 1,436	△ 12.4
	入院	6,855	8.1	7,236	8.6	△ 381	△ 5.3
糖尿病内分泌内科	外来	5,957	7.0	5,864	6.8	93	1.6
	入院	1,836	2.2	2,133	2.5	△ 297	△ 13.9
外科	外来	10,871	12.8	10,966	12.6	△ 95	△ 0.9
	入院	17,051	20.3	15,963	19.1	1,088	6.8
整形外科	外来	6,385	7.5	6,983	8.0	△ 598	△ 8.6
	入院	12,948	15.4	11,309	13.5	1,639	14.5
形成外科	外来	711	0.8	1,738	2.0	△ 1,027	△ 59.1
	入院	303	0.4	778	0.9	△ 475	△ 61.1
産婦人科	外来	2,881	3.4	2,645	3.1	236	8.9
	入院	1,957	2.3	2,263	2.7	△ 306	△ 13.5
小児科	外来	574	0.7	640	0.7	△ 66	△ 10.3
	入院	49	0.1	73	0.1	△ 24	△ 32.9
脳神経外科	外来	2,600	3.1	2,513	2.9	87	3.5
	入院	13,855	16.5	12,886	15.4	969	7.5
眼科	外来	0	0.0	0	0.0	0	-
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
泌尿器科	外来	3,175	3.7	3,438	4.0	△ 263	△ 7.6
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
放射線治療科	外来	3,114	3.7	3,703	4.3	△ 589	△ 15.9
	入院	0	0.0	35	0.1	△ 35	皆減
画像診断・治療科	外来	772	0.9	735	0.8	37	5.0
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
消化器病センター	外来	3,426	4.0	4,617	5.3	△ 1,191	△ 25.8
	入院	0	0.0	23	0.1	△ 23	皆減
麻酔科	外来	799	0.9	850	1.0	△ 51	△ 6.0
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
緩和ケア内科	外来	58	0.1	48	0.1	10	20.8
	入院	527	0.6	107	0.1	420	392.5
救急科	外来	7,478	8.8	7,735	8.9	△ 257	△ 3.3
	入院	4,075	4.8	4,998	6.0	△ 923	△ 18.5
皮膚科	外来	3,295	3.9	1,478	1.7	1,817	122.9
	入院	811	1.0	0	0.0	811	皆増
腎センター(透析)	外来	6,348	7.5	6,453	7.4	△ 105	△ 1.6
外来患者合計		85,059	100.0	86,776	100.0	△ 1,717	△ 2.0
入院患者合計		84,159	100.0	83,733	100.0	426	0.5
患者数合計		169,218		170,509		△ 1,291	△ 0.8

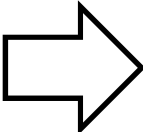
(概要資料)

- ・荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
- ・荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
- ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 趣旨

特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員については本来の制度の趣旨に沿う任用を行うため任用要件の厳格化を行い、また、一般職の非常勤職員については採用方法や任用上の取扱いの根拠を明確化し、新たに会計年度任用職員として位置付け、期末手当や各種手当も支給できるように地方公務員法及び地方自治法が改正された。当該法律の改正により新たに会計年度任用職員として位置付けられる一般職の非常勤職員について、給与、報酬、費用弁償、期末手当等の支給額や支給方法等について定める必要があるため条例を制定し、また、当該法律の改正や条例の制定に伴い必要となる関係条例の改正を行うもの

【地方公務員法改正による任用要件厳格化に伴う移行のイメージ】

現行		改正後
<p>特別職の非常勤職員 (地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の非常勤職員（専門的な知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行う者に限定） ・一般職の非常勤職員=会計年度任用職員（上記の要件に該当しない特別職の非常勤職員や現行の臨時的任用職員については、会計年度任用職員として任用する。任用しない場合は業務委託等で業務を行う。）
<p>臨時的任用職員 (緊急のとき又は臨時の職に関する場合)</p>		<p>臨時的任用職員 (左記の要件に加え、常勤職員（以下「正職員」という。）が欠けたときに限定)</p>

2 条例の内容

【荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例】

- (1) 会計年度任用職員のうち、1週間当たりの勤務時間が正職員と同一である職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の支給額、支給方法等について定める条例
- (2) フルタイム会計年度任用職員については、給料及び手当を支給する。
- (3) 給料については、正職員に適用される給料表を基礎として職種ごとの月額

上限額を定め、規則で職ごとの具体的な月額を定める。

- (4) 手当については、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

※ 退職手当については、6月以上任用された場合、荒尾市職員退職手当支給条例に基づき支給される。

- (5) 期末手当の支給率は、正職員と同様に100分の130（1.3月）とする。

- (6) 期末手当の支給対象者については、6月以上の任用期間がある者とする。また、次のア又はイに掲げる者は、6月以上の任用期間がある者とみなし、支給対象者とする。

ア 任用期間が6月未満の者で、1会計年度の任用期間を通算することにより任用期間の合計が6月以上となるもの

イ 任用期間が6月未満の者で、再度任用されることにより当該任用期間と前会計年度の任用期間との合計が6月以上となるもの。ただし、6月に期末手当を支給する場合に限るものとし、当該任用期間と前会計年度の任用期間との間に任用されていない期間がある者は除く。

【荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例】

- (1) 会計年度任用職員のうち、1週間当たりの勤務時間が正職員と比べて短い職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当及び費用弁償の支給額、支給方法等について定める条例

- (2) パートタイム会計年度任用職員については、報酬、期末手当及び費用弁償を支給する。

- (3) 報酬については、フルタイム会計年度任用職員と同様に、正職員の給料表に基づき定める。パートタイム会計年度任用職員は、勤務形態や職種が様々であり、また、報酬については勤務量に応じて支給することとされているため、月額、日額及び時間額を設定し、その上限額を定める。

上限額については、パートタイム会計年度任用職員の1日当たりの最高の勤務時間を7時間30分とした場合の勤務量で算定した額で定め、職ごとの具体的な月額、日額及び時間額については規則で定める。

- (4) 手当に相当する報酬として、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を支給する。

- (5) 期末手当の支給率や支給対象者については、フルタイム会計年度任用職員と同様とする。ただし、1週間当たりの勤務日数が少ない者等については、期末手当を支給しない。

- (6) 通勤手当及び旅費については、費用弁償として支給する。

【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例】

- (1) 特別職の非常勤職員の任用要件の厳格化等が行われたことに伴い改正を行う特別職の非常勤職員に係る条例（第1条、第10条、第11条及び第13条の条例）

【主な改正内容】

- ①引用条項の条項ずれに伴うもの
- ②法律の文言の改正に伴う引用文言の改正を行うもの
- ③特別職の非常勤職員の根拠規定の明確化及び当該明確化に伴う文言、報酬額等の整理を行うもの

- (2) 臨時的任用職員の任用要件の厳格化、会計年度任用職員制度の導入により、既存の人事給与関係の条例で改正が必要となった条例（第2条～第9条、第12条～第14条の条例）

【主な改正内容】

- ①定数条例上の職員を、常時勤務する一般職の職員と明確化し、臨時的任用職員のうち臨時の職に関し任用された職員及び一般職の非常勤職員である会計年度任用職員を含まないとするもの（第2条）
- ②地方公務員法に基づき毎年公表する人事行政の運営状況等の報告事項の対象となる職員について、地方公務員法の改正によりフルタイム会計年度任用職員も対象の職員とされたため、当該条例においても対象とするための改正を行うもの（第4条）
- ③正職員は3年を超えない範囲内とされる分限による休職の期間について、1会計年度内で任用される会計年度任用職員に対して行う分限による休職の期間の読み替えを行うための改正を行うもの（第5条）
- ④パートタイム会計年度任用職員に対し支給されるのは報酬であるため、パートタイム会計年度任用職員が減給の対象となる場合に報酬を減額できるよう規定を整備するもの（第6条）
- ⑤会計年度任用職員には勤勉手当が支給されず、また、昇給ではなく、経験年数の加算による給与の上昇という制度設計であるため、育児休業時の勤勉手当の支給及び育児休業後の職務復帰後における号給の調整について適用除外とする改正を行うもの（第9条）
- ⑥臨時的任用職員の給与については、正職員と同様とすることとされたため、荒尾市職員の給与に関する条例を適用する必要があることから、予算の範囲内で任命権者が定めるとする委任規定から臨時的任用職員を削除するもの（第12条）
- ⑦パートタイム会計年度任用職員が退職手当の支給対象とならないことを明確化するもの（第14条）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

現	行	改	正	後
(委員)				(委員)
第5条 略				第5条 略
2～4 略				2～4 略
5 委員の報酬は、 <u>荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例(昭和29年条例第15号)</u> の定めるところによる。				5 委員の報酬及び費用弁償については、 <u>荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例(昭和24年条例第19号)</u> の定めるところによる。

第2条 荒尾市職員定数条例の一部改正

現	行	改	正	後
(定義)				(定義)
第1条 この条例で職員とは、市長、病院事業、水道事業、下水道事業、議会、監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び公平委員会の事務部に常時勤務する職員(副市長、固定資産評価員及び休職者並びに6月以内の期間を含めて雇用される者を除く。)をいう。				第1条 この条例で職員とは、市長、病院事業、水道事業、下水道事業、議会、監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び公平委員会の事務部に常時勤務する一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項に規定する臨時の職又は非常勤の職を占める職員を除く。)をいう。

第3条 荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

現	行	改	正	後
(給与条例の適用除外等)				(給与条例の適用除外等)
第8条 略				第8条 略
2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第1項第2号、 <u>第13条第2項及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「再任用短時間勤務職員及び荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成</u>				2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第1項第2号及び <u>第13条第2項の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「再任用短時間勤務職員及び荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成</u>

現 行	改 正 後
25年条例第40号) 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。	例第40号) 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。

第4条 荒尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略

第5条 荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
(降任、免職及び休職の手続き) 第2条 略 2 略 (休職の効果) 第3条 略 2・3 略	(降任、免職及び休職の手続) 第2条 略 2 略 (休職の効果) 第3条 略 2・3 略 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第6条 荒尾市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

現	行	改	正	後
(減給の効果)				
第3条	減給は、1日以上6月以下の期間、給料の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。	第3条	減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。	

第7条 公益的法人等への荒尾市職員の派遣等に関する条例の一部改正

現	行	改	正	後
(職員の派遣)				
第2条	略	第2条	略	
2	法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 略	2	法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 略	
3	略	3	略	

第8条 荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

現	行	改	正	後
(臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等)				
第18条	臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が別に定める。	第18条	非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が別に定める。	

第9条 荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

現	行	改	正	後
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)				
第9条	育児休業をしている職員の期末手当等の支給			

現 行	改 正 後
<p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第16条の8に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第25条第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第12条 略</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第16条の8に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第12条 略</p> <p>2. <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず」とあるのは「場合には」と、「同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「別に定め</u></p>

現	行	改 正 後
	<p>第10条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正</p>	<p>る勤務1時間当たりの給与又は報酬の額」とする。</p>

現	行	改 正 後
<p>(趣旨)</p>	<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第4項、第203条の2第4項及び第207条の規定に基づき、市議会議員、委員会の委員、非常勤の監査委員（以下「監査委員」という。）、<u>その他の委員（別に条例の定めがある場合を除く。）、専門委員、投票管理者、開票立会人、選挙立会人、選挙立会人の職員」という。）、並びに法第74条の3第3項及び第100条第1項後段（第287条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人、法第251条の2第2項（第109条第9項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人（以下「出頭関係人等」という。）並びに法第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者（以下「公聴会参加者」という。）並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定による公平委員会に出頭する証人に対する議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第4項、第203条の2第5項及び第207条の規定に基づき、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号、第2号及び第3号の2に規定する職のうち、市議会議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員（以下「監査委員」という。）、<u>審査会、審査会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人及び投票箱送致立会人（以下「特別職の職員」という。）並びに法第74条の3第3項及び第100条第1項後段（第287条の2第7項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した関係人、法第251条の2第9項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人、法第251条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者（以下「公聴会参加者」という。）並びに地方公務員法第8条第6項の規定による公平委員会に出頭する証人に対する議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する事項を定めるものとする。</u></u></p>
<p>(議員報酬及び報酬による支給)</p>	<p>第3条 市議会議員並びに選挙管理委員会委員、教育委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員、農地利用最 適化推進委員及び国民健康保険運営協議会委員の報酬は、その選挙</p>	<p>(議員報酬及び報酬の支給)</p> <p>第3条 市議会議員の議員報酬及び市議会議員以外の特別職の職員の報酬のうち月額とされているものについては、その選挙補充、選任又は委嘱された当月から日割計算（報酬が年額とされているものに</p>

現 行	改 正 後																																										
<p>補充又は選任された当月から日割計算でこれを支給する。</p> <p>2 前項の議員報酬及び報酬は、任期満了、退職、除名、失職の場合には、当日まで日割計算でその際支給する。</p> <p><u>(支給方法)</u></p> <p>第7条 議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるものほか、荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）を準用する。</p>	<p>ついては月割計算）でこれを支給する。</p> <p>2 前項の議員報酬及び報酬は、任期満了、退職、除名、失職の場合には、当日まで日割計算（報酬が年額とされているものについては月割計算）でその際支給する。</p> <p><u>(支給方法等)</u></p> <p>第7条 議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法等については、この条例に定めるものほか、荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の例による。</p>																																										
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">報酬</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>略</td> <td>その他の委員等</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>報酬の額の基礎</td> <td>略</td> <td>日</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>報酬の額</td> <td>略</td> <td>4,900円</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	区分	略	その他の委員等	略	報酬の額の基礎	略	日	略	報酬の額	略	4,900円	略	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">報酬</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>略</td> <td>その他の委員等</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>報酬の額の基礎</td> <td>略</td> <td>日</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>報酬の額</td> <td>略</td> <td>20,000円以内で任命権者が定める額</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	区分	略	その他の委員等	略	報酬の額の基礎	略	日	略	報酬の額	略	20,000円以内で任命権者が定める額	略																		
区分	略	その他の委員等	略																																								
報酬の額の基礎	略	日	略																																								
報酬の額	略	4,900円	略																																								
区分	略	その他の委員等	略																																								
報酬の額の基礎	略	日	略																																								
報酬の額	略	20,000円以内で任命権者が定める額	略																																								
<p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>鉄道賃</td> <td>船賃</td> <td>航空賃</td> <td>車賃</td> <td>日当</td> <td>宿泊料</td> </tr> <tr> <td>市議会の1等の運賃の等</td> <td>1等の運賃の等</td> <td>船賃</td> <td>航空賃</td> <td>1 kmにつき</td> <td>1日につき</td> <td>1夜につき</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>37円</td> <td>3,000円</td> <td>14,800円</td> </tr> </table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	市議会の1等の運賃の等	1等の運賃の等	船賃	航空賃	1 kmにつき	1日につき	1夜につき					37円	3,000円	14,800円	<p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>鉄道賃</td> <td>船賃</td> <td>航空賃</td> <td>車賃</td> <td>日当</td> <td>宿泊料</td> </tr> <tr> <td>特別職の1等の運賃の等</td> <td>1等の運賃の等</td> <td>船賃</td> <td>航空賃</td> <td>1 kmにつき</td> <td>1日につき</td> <td>1夜につき</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>37円</td> <td>3,000円</td> <td>14,800円</td> </tr> </table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	特別職の1等の運賃の等	1等の運賃の等	船賃	航空賃	1 kmにつき	1日につき	1夜につき					37円	3,000円	14,800円
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料																																					
市議会の1等の運賃の等	1等の運賃の等	船賃	航空賃	1 kmにつき	1日につき	1夜につき																																					
				37円	3,000円	14,800円																																					
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料																																					
特別職の1等の運賃の等	1等の運賃の等	船賃	航空賃	1 kmにつき	1日につき	1夜につき																																					
				37円	3,000円	14,800円																																					

現		行		改		正		後	
法令又は 条例に基 づく委員 会の委員 及び専門 委員	台料金を 加算する。	37円	3,000円	台料金を 加算する。	37円	3,000円	37円	3,000円	37円
出頭関係 人等及び 公聴会参 加者並び に公平委 員会に出 頭する証 人	台料金を 加算する。	37円	2,200円	台料金を 加算する。	37円	2,200円	37円	2,200円	37円

第11条 荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正

現		行		改		正		後	
荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例 (趣旨)	荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例 (趣旨)	荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例 (趣旨)	荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例 (趣旨)	荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例 (趣旨)	荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例 (趣旨)	荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例 (趣旨)	荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例 (趣旨)	荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例 (趣旨)	荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例 (趣旨)
第1条 この条例は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2</u> <u>第4項の規定に基づき、本市の顧問、参与、医師、薬剤師、講師、</u> <u>嘱託及び調査員並びにこれらに準ずる非常勤として委嘱された職員</u> <u>（以下「非常勤職員」という。）</u> に対する報酬の支給及び費用の弁 償について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2</u> <u>第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3</u> <u>条第3項第3号に規定する顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれら</u> <u>の者に準ずる者として委嘱された職員（以下「特別職非常勤職員」</u> <u>という。）</u> に対する報酬の支給及び費用の弁償について必要な事項 を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2</u> <u>第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3</u> <u>条第3項第3号に規定する顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれら</u> <u>の者に準ずる者として委嘱された職員（以下「特別職非常勤職員」</u> <u>という。）</u> に対する報酬の支給及び費用の弁償について必要な事項 を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2</u> <u>第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3</u> <u>条第3項第3号に規定する顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれら</u> <u>の者に準ずる者として委嘱された職員（以下「特別職非常勤職員」</u> <u>という。）</u> に対する報酬の支給及び費用の弁償について必要な事項 を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2</u> <u>第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3</u> <u>条第3項第3号に規定する顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれら</u> <u>の者に準ずる者として委嘱された職員（以下「特別職非常勤職員」</u> <u>という。）</u> に対する報酬の支給及び費用の弁償について必要な事項 を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2</u> <u>第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3</u> <u>条第3項第3号に規定する顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれら</u> <u>の者に準ずる者として委嘱された職員（以下「特別職非常勤職員」</u> <u>という。）</u> に対する報酬の支給及び費用の弁償について必要な事項 を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2</u> <u>第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3</u> <u>条第3項第3号に規定する顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれら</u> <u>の者に準ずる者として委嘱された職員（以下「特別職非常勤職員」</u> <u>という。）</u> に対する報酬の支給及び費用の弁償について必要な事項 を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2</u> <u>第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3</u> <u>条第3項第3号に規定する顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれら</u> <u>の者に準ずる者として委嘱された職員（以下「特別職非常勤職員」</u> <u>という。）</u> に対する報酬の支給及び費用の弁償について必要な事項 を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2</u> <u>第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3</u> <u>条第3項第3号に規定する顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれら</u> <u>の者に準ずる者として委嘱された職員（以下「特別職非常勤職員」</u> <u>という。）</u> に対する報酬の支給及び費用の弁償について必要な事項 を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2</u> <u>第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3</u> <u>条第3項第3号に規定する顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれら</u> <u>の者に準ずる者として委嘱された職員（以下「特別職非常勤職員」</u> <u>という。）</u> に対する報酬の支給及び費用の弁償について必要な事項 を定めるものとする。

現 行			改 正 後		
	kmにつ き	日につ き	夜につ き	kmにつ き	日につ き
非常勤 職員	略			略	
				特別職 非常勤 職員	

第12条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
(臨時又は非常勤職員の給与)	(非常勤職員の給与等)
第18条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与又は報酬については、他の一般職の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。	第18条 この条例に定めるもののほか、非常勤職員の給与又は報酬は、別に条例で定める。

第13条 荒尾市職員等の旅費に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
(宿泊料)	(宿泊料)
第13条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。ただし、市長、副市長、市議会議員、法令又は条例に基づき委員及び専門委員(以下「市長等」という。)に随行する旅行の場合は、市長等の宿泊料を支給することができる。	第13条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。ただし、市長、副市長、荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例(昭和24年条例第19号)別表第2に規定する特別職の職員及び荒尾市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例(昭和29年条例第15号)第1条に規定する特別職非常勤職員(以下「市長等」という。)に随行する旅行の場合は、市長等の宿泊料を支給することができる。
(非常勤職員等の旅費)	
第17条 非常勤職員及び臨時職員については、予算の範囲内で旅費を	第17条 削除

現	行	改	正	後
支給する。				

第14条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正

現	行	改	正	後
(退職手当の支給)				
第2条 略	第2条 略	第2条 略	第2条 略	第2条 略
2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。））による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。	2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。））による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。	2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。））による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。 <u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u>	2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。））による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。 <u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u>	
附 則				
1～8 略	1～8 略	1～8 略	1～8 略	1～8 略
9 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に	9 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に	9 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に	9 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に	9 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に

現 行	改 正 後
<p>規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p>	<p>規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市印鑑条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨等

住民票やマイナンバーカード等へ旧氏（きゅううじ）を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部改正が行われた。これに関連し、市区町村が準拠すべき事項を定めた印鑑登録証明事務処理要領の一部改正も行われ、住民基本台帳に記録されている旧氏を表している印鑑を登録することが可能となるため、所要の改正を行うとともに、用語の整理を行うもの

旧氏とは

その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの

2 主な改正内容

住民基本台帳に記録されている旧氏を表している印鑑について、登録することを可能とすること。

3 施行期日

令和元年11月5日から施行する。

荒尾市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が<u>備える住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理できない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。</u>以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録証の再交付)</p> <p>第8条 登録者又はその代理人は、登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書により、登録証及び申請人の印鑑を添えて、市長に<u>引替え</u>のための再交付を申請することができる。</p>	<p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理できない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。</u>以下同じ。）若しくは通称（<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。</u>以下同じ。）又は氏名、<u>旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録証の再交付)</p> <p>第8条 登録者又はその代理人は、登録証が著しく汚損し、又は<u>破損したときは、印鑑登録証再交付申請書により、登録証及び申請人の印鑑を添えて、市長に<u>引換え</u>のための再交付を申請することができ</u></p>

現 行	改 正 後
<p>る。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した<u>うえ</u>、当該申請をした者に登録証を再交付する。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号に該当することとなったとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>る。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した<u>上</u>、当該申請をした者に登録証を再交付する。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名、氏（氏に変更があった者）<u>又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）</u>の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号に該当することとなったとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した<u>うえ</u>、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した<u>上</u>、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>
<p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 提示された登録証が著しく汚損し、又は毀損しているため識別が困難であるとき。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(質問調査)</p>	<p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 提示された登録証が著しく汚損し、又は破損しているため識別が困難であるとき。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(質問調査)</p>

現	行	改 正 後
第17条 市長は、印鑑の登録又は証明の事務に対し、関係人に対して質問し文書は、印鑑等の提示を求めるとともに、必要な事項についての調査をすることができる。	第17条 市長は、印鑑の登録又は証明の事務に対し、関係人に対して質問し、 <u>必要</u> な事項についての調査をすることができる。	第17条 市長は、印鑑の登録又は証明の事務に対し、関係人に対して質問し、 <u>又は必要</u> な事項についての調査をすることができる。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議第64号資料

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（概要資料）

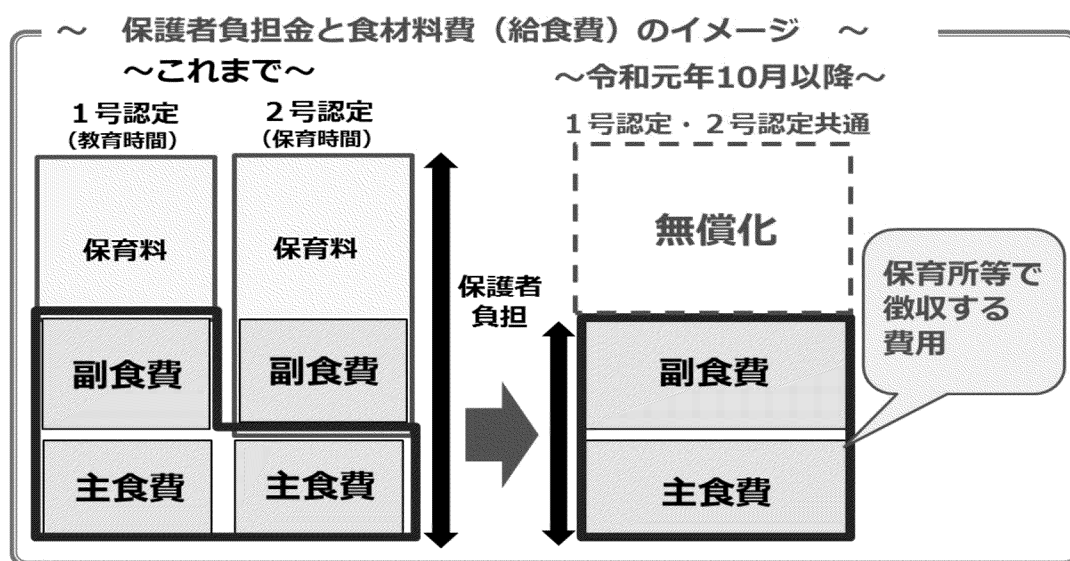
1 改正の趣旨

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の概要

(1) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更

幼児教育・保育の無償化に伴う現行の1号認定子ども（3歳～5歳の教育標準時間認定子ども）・2号認定子ども（3歳～5歳の保育認定子ども）の食材料費は、原則、保護者が幼稚園や保育所等に支払うこととする。



ただし、以下の子どもについては、支払を免除し、保護者から徴収可能な費用から除外する。

- ① 年収360万円未満相当世帯の1号認定子ども・2号認定子ども
- ② 全所得階層の第3子以降（※）の1号認定子ども・2号認定子ども

※ 第3子以降の取扱いについては下表のとおり

	1号認定子ども	2号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数（別居・生計別含む。）	
年収360万円相当以上	小学校第3学年終了前 （同一世帯のみ）	小学校就学前 （同一世帯のみ）

(2) 子どものための教育・保育給付に係る用語の改正等

子育てのための施設等利用給付が創設され、当該給付につき子どものための教育・保育給付と同様の手続が設けられた。

これに伴い、子育てのための施設等利用給付に関わるものと区別するため、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正する等、所要の改正を行う。

(3) 施行期日 令和元年10月1日

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>支給認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>支給認定の有効期間</u>をいう。</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども</u>・<u>子育て支援法</u>施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する<u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> 令第4条第1項第2号に規定する<u>特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> 令第4条第2項に規定する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(15) <u>市町村民税所得割合合算額</u> 令第4条第2号に規定する<u>市町村民税所得割合合算額</u>をいう。</p> <p>(16) <u>負担額算定基準子ども</u> 令第13条第2項に規定する<u>負担額算定基準子ども</u>をいう。</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>をいう。</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p>

現 行	改 正 後
<p>(16) 法定代理受領 法第27条第5項 (法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。) 又は法第29条第5項 (法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。) の規定により市町村が支払う<u>特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領すること</u>をいう。</p> <p>(17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 (21) 略 (22) 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者 (以下「特定教育・保育施設等」という。) は、<u>良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されること</u>を旨とするものでなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u> (以下「利用申込者」という。) に対し、第20条に規定する運営規程の概要、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>(21) 法定代理受領 法第27条第5項 (法第28条第4項において準用する場合を含む。) 又は法第29条第5項 (法第30条第4項において準用する場合を含む。) の規定により市町村が支払う<u>特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領すること</u>をいう。</p> <p>(22) 略 (23) 略 (24) 略 (25) 略 (26) 略 (27) 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者 (以下「特定教育・保育施設等」という。) は、<u>良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されること</u>を旨とするものでなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u> (以下「利用申込者」という。) に対し、第20条に規定する運営規程の概要、<u>職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>

現 行	改 正 後
<p>自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(支給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>支給認定保護者の提示する支給認定証</u>（<u>支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合</u>）<u>は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、支給認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども、<u>支給認定の有無、支給認定の有無、支給認定の有無、支給認定の有無、支給認定の有無、支給認定の有無</u>を確かめるものとする。</p> <p>(支給認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前</u></p>	<p><u>ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u></p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(支給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証</u>（<u>教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合</u>）<u>は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定の有無</u>を確かめるものとする。</p> <p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付</u></p>

現 行	改 正 後
<p>には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p>	<p>認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p>
<p>(心身の状況等の把握) 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、<u>他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p>	<p>(心身の状況等の把握) 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、<u>他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p>
<p>(小学校等との連携) 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における<u>教育又は他の特定教育・保育施設等</u>において<u>継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供</u>その他<u>小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者</u>その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(小学校等との連携) 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における<u>教育又は他の特定教育・保育施設等</u>において<u>継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供</u>その他<u>小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者</u>その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>(利用者負担額等の受領) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（<u>特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。</u>）を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該<u>特定教育・保育に係る利用者負担額</u>（<u>法第27条第3項第2号に規定する額</u>（<u>当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。</u>）をいう。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>(利用者負担額等の受領) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）から当該<u>特定教育・保育に係る利用者負担額</u>（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>について<u>の法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。</u>）の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該<u>特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額</u>（<u>法第27条第1号に規定する額</u>（<u>その額が現に当該特定教育</u></p>	<p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該<u>特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額</u>（<u>法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。</u>）次項にお</p>

現 行	改 正 後
<p>育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場あつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たつて、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</p>	<p>いて同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たつて、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税</p>

現 行	
	<p>所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども <u>77,101円</u></p> <p>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） <u>57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</u></p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合それぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の最年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の最年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において</p>

改 正 後	
	<p>所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども <u>77,101円</u></p> <p>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） <u>57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</u></p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合それぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の最年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の最年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において</p>

現 行	改 正 後
<p>て通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使用及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書によればならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>て通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使用及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p>	<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。）の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p>
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたもの</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたもの</p>

現 行	改 正 後
<p>限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) 略 2 略</p>	<p>限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) 略 2 略</p>
<p>(特定教育・保育に関する評価等) 第16条 略 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の<u>特定教育・保育施設の関係者</u>(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助) 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の<u>確な把握に努め、支給認定子ども</u>に対する<u>保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、<u>必要な助言</u>その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に<u>体調の急変が生じた場合</u>その他の<u>必要な措置</u>は、速やかに<u>当該支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>又は<u>医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(支給認定保護者に関する市町村への通知) 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>が偽り<u>その他の不正な行為</u>によって<u>施設型給付費</u>の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>	<p>(特定教育・保育に関する評価等) 第16条 略 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の<u>特定教育・保育施設の関係者</u>(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助) 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の<u>確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、<u>必要な助言</u>その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に<u>体調の急変が生じた場合</u>その他の<u>必要な措置</u>は、速やかに<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は<u>医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知) 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽り<u>その他の不正な行為</u>によって<u>施設型給付費</u>の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>

現 行	改 正 後
<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求めらるる理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員^の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求めらるる理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員^の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p>
<p>(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負擔するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に</p>	<p>(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負擔するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に</p>

現 行	改 正 後
<p>限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関する措置をとるときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める</u>はならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らさない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密とがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>支給認定子ども</u>の保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるときは、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>又は<u>支給認定保護者</u>その他の当該<u>支給認定子ども</u>の家族(以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。)から</p>	<p>限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関する措置をとるときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める</u>等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らさない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるときは、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族(以下この条において「<u>教育</u></p>

現 行	改 正 後
<p>の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 略</p>
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該認定子ども等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 略</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子ども等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 略</p>

現 行	改 正 後
<p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する<u>特定教育・保育の提供</u>に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条に規定する<u>提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</u></p> <p>(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。<u>この条において同じ。</u>）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条の規定による<u>特定教育・保育の提供の記録</u></p> <p>(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。<u>以下この条において同じ。</u>）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守</u>しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数の総数が、第4条第3号の規定により定められた法第19条第1項第3号の規定に係る利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、<u>この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する</u>。この場合において、第6条第2項中「認定子ども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「同</p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、<u>施設型給付費には特別施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する</u>。この場合において、第6条第2項中「認定子ども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校</p>

現 行	改 正 後
<p>号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。</p>	<p>就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子どもとあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</p>
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。この条において同項第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第2号の規定に係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定</p>

現 行	改 正 後
<p>る支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る」とあるのは「除く」とする。</p>	<p>子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受けざる者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受けざる者を除く」とする。</p>
<p>第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるもの)に限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型(荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第27号)第28条に規定する小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるもの)に限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第27号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種別、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種別、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種別、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について</p>

現 行	改 正 後
<p>い。</p> <p>2 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</u></p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに比べて、<u>当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u></p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>連携施設</u>その他の適切な教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</u></p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（<u>特定満3歳以上保育認定子ども</u>を除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに比べて、<u>当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u></p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>連携施設</u>その他の適切な教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規</p>	<p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規</p>

現 行	改 正 後
<p>規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が<u>実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を</u>行う認定子ども園、幼稚園又は保育所(以下「<u>連携施設</u>」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、<u>連携施設の確保が著しく困難である</u>と市において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>にも集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の<u>適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</u></p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>(事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定する<u>他の小学校就学前子ども</u>に限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が<u>適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を</u>行う認定子ども園、幼稚園又は保育所(以下「<u>連携施設</u>」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、<u>連携施設の確保が著しく困難である</u>と市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にも集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の<u>適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</u></p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>(事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定する<u>他の小学校就学前子ども</u>に限る。以下この号において同じ。)</p>

現 行	改 正 後
<p>型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受けて教育・保育を提供すること。</p>	<p>じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受けて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の</p>

現 行	改 正 後
<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合には、<u>前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。</u>ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が<u>20人以上のもの</u>については、第1項本文の規定にかかわらず、<u>連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に</u></p>	<p>規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>5 前項の場合において、<u>特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならぬ。</u></p> <p><u>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合には、<u>第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。</u>ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が<u>20人以上のもの</u>に限る。次項において「<u>保育所型事業所内保育事業</u>」という。）を行う者については、<u>第1項本文の規定にかかわらず、連</u></p>

現 行	改 正 後
<p>係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に規定する額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に</p>	<p>連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>	
<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるもの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p>	<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるもの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p>
<p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p>
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額を支払った場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならぬ。</p>	<p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額を支払った場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならぬ。</p>
<p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u></p>	<p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u></p>

現 行	改 正 後
<p>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかになるとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育所ごとに職員の仕事の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>	<p><u>認定保護者に金銭の支払を求める理由</u>について書面によって明らかになるとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の仕事の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>

現 行	改 正 後
<p>(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した<u>特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への<u>通知に係る記録</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)</u>に係る<u>地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)</u>と、「<u>施設型給付費の</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、<u>第19条中「施設型給付費の」と、第19条中「施設型給付費の」とあるのは「施設型給付費の」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(2) 次条において準用する第12条の<u>規定による特定地域型保育の提供の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第19条の<u>規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>について」と、<u>第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をい。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。)</u>とあるのは「<u>特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)</u>に係る<u>地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)</u>と、「<u>施設型給付費の</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、<u>同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と読み替えるものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。</p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該</p>

現 行	改 正 後
	<p>該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項</p>

現 行

就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

改 正 後

第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附 則
(施行期日)

1 略
(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項に

現 行

附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「設定する額の支払を」とあるのは「設定する額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあり、第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

3 略

(施設型給付費等に関する経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に規定する額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額)を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額)を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基

改 正 後

において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。))と、同条第3項中「設定する額の支払を」とあるのは「設定する額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

3 略

削る。

削る。

現 行	改 正 後
<p>準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>」とする。</p>	
<p>5 <u>特定地域型保育事業者が、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。</u></p>	<p>削る。</p>
<p>6 略 (利用定員に関する経過措置)</p>	<p>(利用定員に関する経過措置)</p>
<p>7 (連携施設に関する経過措置)</p>	<p>(連携施設に関する経過措置)</p>
<p>7 <u>特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</u></p>	<p><u>特定地域型保育事業者（特別保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について(概要資料)

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の概要

(1) 子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化等

満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満保育認定子どもに係る市町村民税世帯非課税者である教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額が零となるため、1号認定子ども及び2号認定子どもと利用負担額を別表にて規定する必要が無くなった。

このため、「別表第2」を「別表第1」とし、「別表第3」を「別表第2」に繰り上げるとともに、内容を以下のとおり、3歳未満児のみの利用者負担額に対応した表とし、非課税世帯(B階層)の負担額を0円に変更する。

改正前(別表第2)

階層区分	定義	利用者負担額(各階層区分の上限額が保育標準時間認定を受けた場合の月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯等	0円	0円	0円
		0円	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	6,500円	4,700円	4,700円
		6,500円	4,700円	4,700円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯	13,400円	10,400円	10,400円
		13,200円	10,300円	10,300円
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村市民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯	16,100円	13,100円	13,100円
		15,900円	12,900円	12,900円
D2	48,600円以上 48,600円未満	19,900円	17,700円	16,700円
		19,600円	17,400円	16,500円
D3	63,900円以上 63,900円未満	22,400円	20,700円	19,700円
		22,100円	20,400円	19,400円

以下略

本枠部分は、3～5歳児クラスの利用者負担額無償化に伴い、別表での規定が不要となったため削除

改正後(別表第1)

階層区分	定義	各月初日における教育・保育認定子どもが属する世帯の階層区分	
		保育標準時間認定	利用者負担額
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯	13,400円	13,200円
D1	48,600円未満	16,100円	15,900円
D2	48,600円以上 63,900円未満	19,900円	19,600円
D3	63,900円以上 75,900円未満	22,400円	22,100円

以下略

これまで縦書きしていた「保育標準時間」と「保育短時間」の別を横書きとした。

(2) 子どものための教育・保育給付に係る用語の改正等

「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理を行う。

(3) 施行期日 令和元年10月1日

(4) 経過措置 令和元年10月1日以後に行われる特定教育・保育等に係る利用者負担額について適用

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関し、支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担する費用（以下「利用者負担」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 <u>利用者負担額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)）に規定する政令で定める額を限度として当該利用者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額</u></p> <p>(2) <u>法附則第6条第4項の規定により保育費用を利用者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子ども年齢等に応じて市が定める額</u></p> <p>2. <u>前項各号の市が定める額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(利用者負担の徴収)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関し、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担する費用（以下「利用者負担」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)）に規定する政令で定める額を限度として当該利用者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。）又は満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る利用者負担額 0円</u></p> <p>(2) <u>満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る利用者負担額 満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の状況に応じ別表第1に掲げる世帯の階層区分に基づき、同表に定める額</u></p> <p>(利用者負担の徴収)</p>

現 行		改 正 後	
第4条 市長は、市が設置する保育所において支給認定子どもに対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から前条第1項第1号の市が定める額を徴収するものとする。	第4条 市長は、市が設置する保育所において教育・保育給付認定子どもに対して保育を行ったときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る利用者から前条の市が定める利用者負担額を徴収するものとする。	2 市長は、支給認定子どもに対して法附則第6条第1項の規定により市が支払う保育費用に係る保育を特定保育所が行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から前条第1項第2号の市が定める額を徴収するものとする。	2 市長は、教育・保育給付認定子どもに対して法附則第6条第1項の規定により市が支払う保育費用に係る保育を特定保育所が行ったときは、同条第4項の規定により当該教育・保育給付認定子どもに係る利用者から特定保育所における保育に係る教育・保育給付認定子どもとの年齢等に応じて別表第1に掲げる世帯の階層区分に基づき、同表に定める額を徴収するものとする。
(時間外保育料の徴収)	(時間外保育料の徴収)	第5条 市長は、市が設置する保育所において支給認定子どもに対して法第59条第2号に規定する時間外保育を行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から時間外保育料を徴収するものとする。	第5条 市長は、市が設置する保育所において教育・保育給付認定子どもに対して法第59条第2号に規定する時間外保育を行ったときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る利用者から時間外保育料を徴収するものとする。
2 前項の時間外保育料は、別表第3のとおりとする。	2 前項の時間外保育料は、別表第3のとおりとする。	別表第1 (第3条関係)	2 前項の時間外保育料は、別表第2のとおりとする。
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)
特定教育・保育(法第19条第1項第1号に該当する支給認定子どもが受けた場合に限る。)、特別利用保育、特別利用教育及び特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額	特定教育・保育(法第19条第1項第1号に該当する支給認定子どもが受けた場合に限る。)、特別利用保育、特別利用教育及び特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額	別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分	各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額(月額)	利用者負担額(月額)
定義	定義	A 生活保護世帯等	0円
		B A階層を除き、当該年度分(4月分から8	0円

	月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分とする。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯又は当該年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯	
C	A階層及びB階層 を除外し、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が右記の区分に該当する	77,100円以下 77,101円以上 211,200円以下 211,201円以上
D		4,900円 14,400円
E		19,500円

備考

- この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援助給付受給世帯をいう。
- この表において「市町村民税非課税世帯」とは、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該均等割及び当該所得割を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実

上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該均等割及び当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯をいう。

3 この表において「市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯」とは、市町村民税非課税世帯以外で、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚

<p>姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者並びに4の適用により当該所得割の額が0円となる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。</p> <p>4 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、その計算については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。</p> <p>(2) 支給認定保護者又は支給認定保護者と同一世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市内に住所を有する者とみなして所得割を計算する。</p> <p>(3) 支給認定保護者又は支給認定保護者と同一世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で</p>	
--	--

現 行	改 正 後
<p>政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、その者の申請により、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫」と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>5 <u>支給認定子ども</u>の属する世帯が次に掲げる世帯（（2）から（6）までに規定する者は、障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないものに限る。）（以下「ひとり親世帯等」という。）であつて、当該世帯の階層がC階層に該当する場合は、この表の規定にかかわらず、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、0円とする。</p> <p><u>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一世帯に属する者である場合を除く。）の属する世帯</u></p>	

現 行	改 正 後
<p>(2) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯</u></p> <p>(3) <u>療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けている者の属する世帯</u></p> <p>(4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯</u></p> <p>(5) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯</u></p> <p>(6) <u>国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者が属する世帯</u></p> <p>(7) <u>生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯</u></p> <p>6. <u>負担額算定基準子ども(令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>次のア又はイに掲げる支給認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額</u></p> <p>ア <u>支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)第1学年から第3学年までに在学する子ども(以下「小学校第3学年修了前子ども」という。)が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども(当該支給認定保護者</u></p>	

現 行	改 正 後
<p>に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。)</p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0円</p> <p>ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども</p> <p>ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)</p> <p>7 特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合であって、当該特定被監護者等の属する世帯の階層がC階層に該当する場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額</p> <p>ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学</p>	

現 行	改 正 後
<p>前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども</p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0円</p> <p>ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども</p> <p>ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)</p> <p>8 支給認定子どもの属する世帯がひとり親世帯等である場合における7の適用については、7中「次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは、「0円」とする。</p> <p>9 養育里親等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。)に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p> <p>10 熊本県多子世帯子育て支援事業の対象となる支給認定子どもの利用者負担額は、規則で定める。</p>	

現 行

別表第2 (第3条関係)

特定教育・保育 (法第19条第1項第2号又は第3号に該当する支給認定子どもが受けた場合に限る。) 又は特定地域型保育 (特別利用地域型保育を除く。) を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額

階層区分	定義	利用者負担額 (各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の月額)			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	6,500円	4,700円	4,700円	4,700円
		6,500円	4,700円	4,700円	4,700円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯	13,400円	10,400円	10,400円	10,400円
		13,200円	10,300円	10,300円	10,300円
D 1	A階層及びC階層を除き、48,600円未満	16,100円	13,100円	13,100円	13,100円
		15,900円	12,900円	12,900円	12,900円
D 2	A階層を除き、48,600円以上63,900円未満	19,900円	17,700円	16,700円	16,700円
		19,600円	17,400円	16,500円	16,500円
D 3	A階層を除き、63,900円以上75,900円未満	22,400円	20,700円	19,700円	19,700円
		22,100円	20,400円	19,400円	19,400円

改 正 後

別表第1 (第3条、第4条関係)

特定教育・保育 (法第19条第1項第2号又は第3号に該当する教育・保育給付認定子どもが受けた場合に限る。) 又は特定地域型保育 (特別利用地域型保育を除く。) を受けた教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額

階層区分	定義	利用者負担額	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分(4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分とする。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯	0円	0円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯	13,400円	13,200円
D 1	48,600円未満	16,100円	15,900円
D 2	48,600円以上63,900円未満	19,900円	19,600円
D 3	63,900円以上75,900円未満	22,400円	22,100円

現		行	
D 4	税世帯であって、その所得額の額が	75,900円以上 97,000円未満	25,400円 23,700円
D 5		97,000円以上 110,700円未満	30,900円 26,200円
D 6		110,700円以上 138,900円未満	35,400円 28,800円
D 7		138,900円以上 169,000円未満	37,200円 30,200円
D 8		169,000円以上 220,800円未満	38,500円 31,500円
D 9		220,800円以上 301,000円未満	40,200円 31,700円
D 10		301,000円以上 397,000円未満	43,500円 33,500円
D 11		397,000円以上	46,500円 34,900円

備考

1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいう。

2 略

3 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該均等割及び当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ

改		正		後	
D 4		75,900円以上 97,000円未満		25,400円	25,000円
D 5		97,000円以上 110,700円未満		30,900円	30,400円
D 6		110,700円以上 138,900円未満		35,400円	34,800円
D 7		138,900円以上 169,000円未満		37,200円	36,600円
D 8		169,000円以上 220,800円未満		38,500円	37,900円
D 9		220,800円以上 301,000円未満		40,200円	39,600円
D 10		301,000円以上 397,000円未満		43,500円	42,800円
D 11		397,000円以上		46,500円	45,800円

備考

1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。

2 略

3 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課

現 行	改 正 後
<p>中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該均等割及び当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。</p>	<p>されない者（市町村の条例で定めるところにより当該均等割及び当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該均等割及び当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。</p>
<p>4 この表において「市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯」とは、市町村民税非課税世帯以外で、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割を課される者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に</p>	<p>4 この表において「市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯」とは、市町村民税非課税世帯以外で、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割を課される者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者及び5の適用により当該所得割の額が0円となる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。</p>

現 行	改 正 後
<p>同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該所得割が課されないこととなる者並びに5の適用により当該所得割の額が0円となる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯をいう。</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>支給認定保護者又は支給認定保護者と同一世帯に属する者が地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市内に住する者として所得割を計算する。</u></p> <p>(3) <u>支給認定保護者又は支給認定保護者と同一世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻</u></p>	<p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の区域内に住する者とする者であるときは、これらの者を市内に住する者として所得割を計算する。</u></p> <p>(3) <u>教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻</u></p>

現 行	改 正 後
<p>政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に該当する所得割の納税義務者であるときは、その者の申請により、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者又は「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に該当する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 支給認定子どもに属する世帯がひとり親世帯等である場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもに区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p> <p>(1) 階層がB階層に該当する世帯に属する支給認定子ども</p> <p>0円</p>	<p>の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に該当する所得割の納税義務者であるときは、その者の申請により、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に該当する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 教育・保育給付認定子どもに属する世帯が次に掲げる世帯（(2)から(6)までに規定する者は、障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないものに限る。）（以下「ひとり親世帯等」という。）であつて、当該世帯の階層がC階層、D1階層、D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）に該当する場合は、この表の規定にかかわらず、当該教育・保育給付認定子ども（年齢が3歳未満のものに限る。）に係る利用者負担額は、6,500円とする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養し</p>

現 行	改 正 後
<p>(2) 階層がC階層、D1階層、D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）に該当する世帯に属する支給認定子ども（年齢が3歳未満のものに限る。） <u>6,500円</u></p> <p>(3) 階層がC階層、D1階層、D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）に該当する世帯に属する支給認定子ども（年齢が3歳以上のものに限る。） <u>4,700円</u></p> <p>8 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額</p>	<p>ているもの（令第4条第2項第6号に掲げる教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者である場合を除く。）</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯</p> <p>(3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者の属する世帯</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯</p> <p>(6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者が属する世帯</p> <p>(7) 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯</p> <p>8 負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる教育・保育給付認定子ども区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p> <p>(1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額</p>

現 行	改 正 後
<p>ア <u>支給認定保護者に係る負担額算定基準子ども</u>のうち<u>小学校第3学年修了前子ども</u>がいる場合における<u>負担額算定基準小学校就学前子ども</u></p> <p>イ <u>支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子ども</u>が<u>小学校就学前子ども</u>の場合における<u>負担額算定基準小学校就学前子ども</u></p> <p>(2) <u>負担額算定基準子ども</u> (最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である<u>支給認定子ども</u> 0円</p> <p>9 <u>支給認定子ども</u>の属する世帯がB階層に該当する場合における8の適用については、8(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。</p> <p>10 特定被監護者等が2人以上いる場合であって、当該特定被監護者等の属する世帯の階層がB階層、C階層、D1階層又はD2階層 (所得割の額が57,700円未満のものに限る。)に該当する場合の<u>支給認定子ども</u>に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる<u>支給認定子ども</u>の区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる<u>支給認定子ども</u> この表に掲げる額の2分の1に相当する額</p> <p>ア <u>支給認定保護者に係る特定被監護者等</u>のうち<u>小学校就学前子ども</u>以外の者が1人のみである場合における<u>最年長負担額算定基準小学校就学前子ども</u></p> <p>イ <u>支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等</u>が<u>小学校就学前子ども</u>の場合における<u>負担額算定基準小学校就学前子ども</u></p>	<p>(2) <u>負担額算定基準子ども</u> (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である<u>教育・保育給付認定子ども</u> 0円</p> <p>9 <u>教育・保育給付認定子ども</u>の属する世帯がB階層に該当する場合における8の適用については、8(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。</p> <p>10 特定被監護者等 (令第14条第1項に規定する特定被監護者をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合であって、当該特定被監護者等の属する世帯の階層がB階層、C階層、D1階層又はD2階層 (所得割の額が57,700円未満のものに限る。)に該当する場合の<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる<u>教育・保育給付認定子ども</u>の区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる<u>満3歳未満保育認定子ども</u> この表に掲げる額の2分の1に相当する額</p> <p>ア <u>教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等</u>のうち<u>小学校就学前子ども</u>以外の者が1人のみである場合における<u>負担額算定基準子ども</u>のうち最年長者である<u>満3歳未満保育認定子ども</u></p> <p>イ <u>教育・保育給付認定保護者に係る全ての特定被監護者等</u>が<u>小学校就学前子ども</u>の場合における<u>負担額算定基準子ども</u>のうち2番目の年長者である<u>満3歳未満保育認定子ども</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(2) 次のアからウまでに掲げる<u>支給認定子ども</u> 0円</p> <p>ア <u>支給認定保護者</u>に係る<u>特定被監護者</u>等のうち<u>に小学校就学前子ども</u>以外の者が2人以上いる場合における<u>最年長負担額算定基準小学校就学前子ども</u></p> <p>イ <u>支給認定保護者</u>に係る<u>特定被監護者</u>等のうち<u>に小学校就学前子ども</u>以外の者がいる場合における<u>負担額算定基準小学校就学前子ども</u></p> <p>ウ <u>負担額算定基準子ども</u>（<u>最年長負担額算定基準小学校就学前子ども</u>及び<u>負担額算定基準小学校就学前子ども</u>を除く。）</p> <p>11 <u>支給認定子ども</u>の属する世帯がひとり親世帯等である場合における10の適用については、10中「又はD2階層（所得割の額が57,700円未満のものに限る。）」とあるのは、「D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）」と、「次に掲げる<u>支給認定子ども</u>の区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは「0円」とする。</p> <p>12 <u>支給認定子ども</u>の属する世帯がB階層に該当する場合における10の適用については、10(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。</p> <p>13 里親（児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。）に委託されている<u>支給認定子ども</u>に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p> <p>14 熊本県多子世帯子育て支援事業の対象となる<u>支給認定子ども</u></p>	<p>(2) 次のアからウまでに掲げる<u>満3歳未満保育認定子ども</u> 0円</p> <p>ア <u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る<u>特定被監護者</u>等のうち<u>に小学校就学前子ども</u>以外の者が2人以上いる場合における<u>負担額算定基準子ども</u>のうち<u>最年長者である満3歳未満保育認定子ども</u></p> <p>イ <u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る<u>特定被監護者</u>等のうち<u>に小学校就学前子ども</u>以外の者がいる場合における<u>負担額算定基準子ども</u>のうち2番目の年長者である<u>満3歳未満保育認定子ども</u></p> <p>ウ <u>負担額算定基準子ども</u>（そのうち<u>最年長者及び2番目の年長者である者</u>を除く。）である<u>満3歳未満保育認定子ども</u></p> <p>11 <u>教育・保育給付認定子ども</u>の属する世帯がひとり親世帯等である場合における10の適用については、10中「又はD2階層（所得割の額が57,700円未満のものに限る。）」とあるのは、「D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）」と、「次に掲げる<u>教育・保育給付認定子ども</u>の区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは「0円」とする。</p> <p>12 <u>教育・保育給付認定子ども</u>の属する世帯がB階層に該当する場合における10の適用については、10(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。</p> <p>13 里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親をいう。）に委託されている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p> <p>14 熊本県多子世帯子育て支援事業の対象となる<u>教育・保育給付</u></p>

現 行	改 正 後
<p>の利用者負担額は、規則で定める。</p> <p>別表第3（第5条関係） 支給認定子ども1人当たりの時間外保育料（日額） 略</p> <p>支給認定子ども1人当たりの時間外保育料（1月当たりの上限額） 略</p> <p>備考</p> <p>1 この表における階層区分は、別表第2における階層区分とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 月の初日から末日までの利用に応じた時間外保育料の日額の合計額が、当該支給認定子どもの属する世帯の階層区分及び年齢に応じて定められた1月当たりの時間外保育料の上限額を越える場合は、当該上限額を当該月の時間外保育料とする。</p>	<p>認定子どもの利用者負担額は、規則で定める。</p> <p>別表第2（第5条関係） 教育・保育給付認定子ども1人当たりの時間外保育料（日額） 略</p> <p>教育・保育給付認定子ども1人当たりの時間外保育料（1月当たりの上限額） 略</p> <p>備考</p> <p>1 この表における階層区分は、別表第1における階層区分とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 月の初日から末日までの利用に応じた時間外保育料の日額の合計額が、当該教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分及び年齢に応じて定められた1月当たりの時間外保育料の上限額を越える場合は、当該上限額を当該月の時間外保育料とする。</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第3条及び第4条第1項並びに別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し、施行日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

荒尾市ではひとり親家庭等の貧困率が一般家庭と比べると特に高くなっている。経済的に苦しい家庭であっても適切に医療機関を受診できるよう、ひとり親家庭をはじめとする貧困家庭への経済的な負担軽減のため、ひとり親家庭等の児童の医療費を完全無償化する改正を行うもの

2 改正内容

医療費の一部負担金について、児童への助成額を全額とする。

助成対象	助成額	
	改正前	改正後 (令和2年1月受診分から)
ひとり親家庭の児童及び父母のない児童自身の医療費	3分の2	全額
ひとり親家庭の父又は母自身の医療費	3分の2	変更なし

3 施行期日

令和2年1月1日

4 経過措置

令和2年1月1日以後の診療に係る医療費について適用

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
<p>(助成の額) 第5条 市長は、助成対象者に係る医療費につき、助成対象者又はその保護者が一部負担金を支払った場合において当該支払額の3分の2に相当する額を助成するものとする。ただし、付加給付等があるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成するものとする。</p> <p>2 前項の助成額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。</p>	<p>(助成の額) 第5条 市長は、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童に係る医療費につき、助成対象者又はその保護者が一部負担金を支払った場合において当該支払額の3分の2に相当する額を助成するものとする。ただし、付加給付等があるときは、その額を控除した額を助成するものとする。</p> <p>2 市長は、ひとり親家庭の父又は母に係る医療費につき、助成対象者が一部負担金を支払った場合において当該支払額の3分の2に相当する額を助成するものとする。ただし、付加給付等があるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成するものとする。</p> <p>3 前2項の助成額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。</p>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費について適用し、施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

荒尾市水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

	現 行	改 正 後
<p>(手数料) 第34条 手数料は、次の区別による。 (1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料) 第34条 手数料は、次の区別による。 (1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料) 第34条 手数料は、次の区別による。 (1)～(4) 略 (5) 給水装置工事業者の指定を更新するとき、1件につき <u>10,000円</u></p> <p>2 略</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置) 第37条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置) 第37条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置) 第37条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議第68号資料

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）資料

1 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国庫支出金	地方債	その他		
2 総務費	市民応援事業費	1,000			1,000		<input type="checkbox"/> 緑化講習会の開催 ・委託料 1,000 ・くまもと緑・景観協働機構助成金 1,000
	持続可能なスマートシティの実現に向けたエリアマネジメント手法検討調査事業費	8,000	8,000				<input type="checkbox"/> 持続可能なスマートシティの実現に向けたエリアマネジメント手法の検討調査 ・委託料 8,000 (財源) ・国庫補助金 8,000
	総合計画推進事業費		1,682			△ 1,682	<input type="checkbox"/> 県補助採択による財源充当 (財源) ・県補助金 1,682
	RPA（ロボットによる業務自動化）導入事業費		447			△ 447	<input type="checkbox"/> 国庫補助採択による財源充当 (財源) ・国庫補助金 447
	子ども科学館リニューアル事業費	18,930			△ 3,366	22,296	<input type="checkbox"/> 作品設置プランの変更による ・委託料 18,040 ・借上料 890 (財源) ・子ども科学館入場料 △3,366
2款計		27,930	10,129		△ 2,366	20,167	
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	691				691	<input type="checkbox"/> 国民健康保険特別会計補正による ・特別会計繰出金 691
	介護保険特別会計繰出金	515				515	<input type="checkbox"/> 介護保険特別会計補正による ・特別会計繰出金 515
	低所得者保険料軽減負担金返還金	11			11		<input type="checkbox"/> 平成30年度国庫及び県負担金の精算 ・返還金 11 (財源) ・介護保険特別会計繰入金 11
	社会福祉法人等低所得者利用者負担軽減事業費	75				75	<input type="checkbox"/> 平成30年度県補助金の精算 ・返還金 75
	児童福祉総務費	4,026	4,026				<input type="checkbox"/> 幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修及び保守 ・委託料 4,026 (財源) ・県補助金 4,026
	特別保育事業費	389	260			129	<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業の国基準改正による ・委託料 389 (財源) ・国庫補助金 130 ・県補助金 130
	病児・病後児保育事業費	669	446		32	191	<input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業の国基準改正による ・委託料 669 (財源) ・国庫補助金 223 ・県補助金 223 ・病児・病後児保育受託分収入 32
	幼児教育・保育無償化対応事業費	500	500				<input type="checkbox"/> 幼児教育・保育無償化に伴う事務経費 ・郵便料 500 (財源) ・県補助金 500
	実費徴収に係る補足給付事業費	5,562	2,439			3,123	<input type="checkbox"/> 幼児教育・保育無償化に伴う副食材料費への補助 ・実費徴収補助金（未移行幼稚園）540 ・実費徴収補助金（多子世帯）5,022 (財源) ・国庫補助金 180 ・県補助金 2,259

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	清里保育園一般生活費				405	△ 405	□幼児教育・保育無償化に伴う保育料から実費徴収への変更 (財源) ・清里保育園給食費(副食費) 405
	子育てのための施設等利用事業費	13,621	10,213			3,408	□幼児教育・保育無償化に伴う未移行幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等の利用に係る給付 ・扶助費 13,621 (財源) ・国庫負担金 6,809 ・県負担金 3,404
	3款計	26,059	17,884		448	7,727	
4 衛生費	市町村母子保健事業費	1,679	1,779			△ 100	□少子化対策総合交付金事業(県単事業)の開始による ・消耗品費 85 ・郵便料 14 ・一般不妊治療助成費 1,250 ・禁煙チャレンジ費用助成費 330 (財源) ・県補助金 1,779
	4款計	1,679	1,779			△ 100	
6 農林水産業費	機構集積支援事業費	522	354			168	□農地等システムデータの更新 ・委託料 522 (財源) ・県補助金 354
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業費	1,063	1,063				□作業効率の向上及び規模拡大の促進のための農業用機械等の購入に対する補助 ・補助金 1,063 (財源) ・県補助金 1,063
	農業用施設長寿命化計画策定事業費	500				500	□農業用施設長寿命化計画の策定 ・委託料 500
	林業振興費	2,223				2,223	□森林環境譲与税の創設による ・健康労働保険料 158 ・賃金 845 ・森林環境譲与税基金積立金 1,220
	6款計	4,308	1,417			2,891	
8 土木費	川登川護岸整備事業費	97,500		105,800		△ 8,300	□緊急自然災害防止対策事業債の創設に伴う事業費の追加及び財源組替え ・工事請負費 97,500 (財源) ・河川事業債 105,800
	8款計	97,500		105,800		△ 8,300	
9 消防費	消防団備品整備事業費	857	285			572	□消防団救助用資機材(チェーンソー及びAED)の整備 ・備品購入費 857 (財源) ・国庫補助金 285
	自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業費	2,000	2,000				□「産・官・学」と自主防災組織等の連携による避難所運営訓練等の実施(八幡地区) ・報償金 150 ・普通旅費 120 ・消耗品費 1,340 ・食糧費 40 ・印刷製本費 100 ・郵便料 10 ・借上料 240 (財源) ・国庫補助金 2,000
	9款計	2,857	2,285			572	
10 教育費	幼稚園就園奨励費管理費	△ 8,162	△ 2,720			△ 5,442	□幼児教育・保育無償化に伴う事業の終了 ・補助金 △8,162 (財源) ・国庫補助金 △2,720

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	英語検定チャレンジ事業費		543		△ 543		□中学校英語検定チャレンジ事業の創設に伴う財源組替え(財源) ・ 県補助金 543 ・ 子ども未来基金繰入金 △543
	10款計	△ 8,162	△ 2,177		△ 543	△ 5,442	
	補 正 額	152,171	31,317	105,800	△ 2,461	17,515	一般財源 ・ 森林環境譲与税 2,223 ・ 介護保険特別会計繰入金 3 ・ 繰越金 15,289
	補正前の額	22,863,834	6,701,876	845,100	1,260,305	14,056,553	
	合 計	23,016,005	6,733,193	950,900	1,257,844	14,074,068	

令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 繰入金	一般会計繰入金	654,171	691	654,862	産休・育休代替職員配置に伴う増額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	754,171	691	754,862	
7款 繰越金	繰越金	1	1,500	1,501	平成30年度決算剰余金 (114,019千円のうち1,500千円計上)
その他		6,716,082	0	6,716,082	
歳入合計		7,470,254	2,191	7,472,445	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	94,415	691	95,106	産休・育休代替職員配置に伴う増額
	その他	16,453	0	16,453	
	計	110,868	691	111,559	
9款 諸支出金	一般被保険者保険税還付金	2,270	1,500	3,770	国保税還付金の増加に伴う増額
	その他	203	0	203	
	計	2,473	1,500	3,973	
その他		7,356,913	0	7,356,913	
歳出合計		7,470,254	2,191	7,472,445	

議第70号資料

令和元年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 国庫支出金	介護保険事業費補助金	0	514	514	介護報酬改定等によるシステム改修に対する補助金
	その他	1,551,337	0	1,551,337	
	計	1,551,337	514	1,551,851	
9款 繰入金	事務費繰入金	56,165	515	56,680	介護報酬改定等によるシステム改修に伴う増額
	その他	913,226	0	913,226	
	計	969,391	515	969,906	
10款 繰越金	繰越金	127	181,191	181,318	平成30年度繰越金
その他		3,524,935	0	3,524,935	
歳入合計		6,045,790	182,220	6,228,010	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	112,042	1,029	113,071	介護報酬改定等によるシステム改修に伴う委託料
	その他	52,629	0	52,629	
	計	164,671	1,029	165,700	
8款 諸支出金	償還金及び還付加算金	2,382	181,177	183,559	国・県負担金及び支払基金交付金の平成30年度精算による返還金
	繰出金	0	14	14	低所得者保険料軽減負担金の平成30年度精算による返還金
	計	2,382	181,191	183,573	
その他		5,878,737	0	5,878,737	
歳出合計		6,045,790	182,220	6,228,010	

1号補正後の介護保険特別会計予算は6,066,803千円で、その内訳は、保険事業勘定6,045,790千円、介護サービス事業勘定21,013千円となります。

今回の2号補正により、保険事業勘定を182,220千円増額しますので、2号補正後介護保険特別会計予算は6,249,023千円となります。

令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰越金	繰越金	1	10,372	10,373	平成30年度決算剰余金
その他		789,109	0	789,109	
歳入合計		789,110	10,372	799,482	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療 広域連合納付金	717,959	10,372	728,331	平成30年度被保険者保険料 繰越金
その他		71,151	0	71,151	
歳出合計		789,110	10,372	799,482	